

5 普天間飛行場移設問題関係資料

(1) 普天間飛行場移設問題の経緯

年月日	事項
H7.9.4 10.21 11.19	<ul style="list-style-type: none"> ・米兵による少女暴行事件発生 ・「基地の整理縮小、地位協定の見直し等を要求する県民総決起大会」が開催された。(参加人員：8万5千人主催者発表) ・日米間の新たな協議機関「沖縄に関する特別行動委員会 (SACO)」が設置された。
H8.4.12 4.15 9.8 12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・橋本総理とモンデール駐日米国大使が共同記者発表を行い、普天間飛行場の全面返還に合意したことを発表した。 ・SACO中間報告で普天間飛行場の全面返還が合意された。 ・日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施された。(投票率 59.53%、賛成票 89.09%) ・SACO最終報告(今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能となった後、普天間飛行場を返還する。)
H9.8.4 10.2 11.5 12.21 12.25	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンプ・シュワブ沖において政府によるポーリング調査が開始された。 ・普天間飛行場返還に伴う海上ヘリポート建設の是非を問う名護市民投票条例が修正可決された。(4者択一方式) ・海上ヘリポート政府基本案が県及び名護市に提示された。 ・名護市民投票条例が実施され、反対票が賛成票を上回る。 <ul style="list-style-type: none"> ・条件付き反対票を含む反対票 16,639 票 (52,85%) ・条件付き賛成票を含む賛成票 14,267 票 (45,3%) ・比嘉名護市長がヘリポート建設の受け入れ及び市長辞任を表明した。
H10.2.6 2.8 11.15	<ul style="list-style-type: none"> ・大田知事が政府の海上ヘリポート案について反対を表明 ・比嘉名護市長の辞任に伴う選挙が行われ、岸本建男氏当選 ・任期満了に伴う県知事選挙で稲嶺恵一氏当選
H11.3.1 8.21 10.15 11.19 11.22 11.24 12.23 12.27 12.28	<ul style="list-style-type: none"> ・総務部知事公室に普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室を設置 ・宜野湾市議会で「普天間飛行場の移設先早期決定に関する意見書」が採択された。 ・県議会で「普天間飛行場の早期県内移設に関する要請決議」が採択された。 ・沖縄政策協議会が開催され、北部地域の振興、普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興等の政府方針が了承された。 ・県は、普天間飛行場の移設候補地として「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」を公表し、名護市に理解と協力を要請した。 ・県は、国に対し移設候補地選定について通知するとともに、移設に当たって整備すべき条件を提示した。 ・名護市議会で「普天間飛行場の名護市辺野古沿岸域への移設整備促進決議」が採択された。 ・名護市長が代替施設受け入れを容認するとともに受け入れのための基本条件を提示した。 ・「普天間飛行場の移設に係る政府方針」が閣議決定された。
H12.2.10 5.31 8.25 10.3 10.31 11.21 11.29	<ul style="list-style-type: none"> ・「北部振興協議会」、「移設先及び周辺地域振興協議会」が設置された。 ・「跡地対策準備協議会」設置された。 ・「代替施設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。 ・第2回代替施設協議会が開催された。 ・第3回代替施設協議会が開催された。 ・代替施設の使用協定などを協議する実務者連絡調整会議が設置された。 ・第4回代替施設協議会が開催された。
H13.1.16 3.6 6.8 12.27	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回代替施設協議会が開催された。 ・第6回代替施設協議会が開催された。 ・第7回代替施設協議会が開催された。 ・第8回代替施設協議会が開催された。
H14.7.29 11.17	<ul style="list-style-type: none"> ・第9回代替施設協議会が開催され、普天間飛行場代替施設基本計画案が決定された。 ・政府において普天間飛行場代替施設基本計画が決定された。 ・代替施設の使用協定に係る基本合意書の署名が行われた。 ・任期満了に伴う県知事選で現職の稲嶺恵一氏が再選された。
H15.1.28 11.17 12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・「代替施設建設協議会」が設置され、第1回会合が開催された。 ・那覇防衛施設局は現地技術調査を行うため、公共用財産使用協議書を県に提出した。 ・第2回代替施設建設協議会が開催された。
H16.4.7 4.28 8.13 8.31 11.29	<ul style="list-style-type: none"> ・県は、那覇防衛施設局からの公共用財産使用協議に同意した。 ・環境影響評価方法書の公告・縦覧が開始された。(～6.2まで) ・米海兵隊所属ヘリコプター (CH-53D) が沖縄国際大学の構内に墜落した。 ・方法書についての意見の概要書が那覇防衛施設局から県に提出された。 ・県は、方法書に対する知事意見を那覇防衛施設局に提出した。
H17.2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・日米安全保障協議委員会 (「2+2」) において、第1段階として共通戦略目標の確認が行われ、第2段階として自衛隊及び米軍の役割・任務・能力について検討を継続するとともに、第3段階として、在日米軍の抑止力の維持と地元負担の軽減の観点から、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することで一致し、引き続き、日米間で米軍再編の協議がなされることとなった。

年月日	事項
H 17. 3. 7 3. 31 7. 15 10. 27 10. 29 10. 31 11. 1 11. 11 11. 21 12. 16	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇防衛施設局は、公共用財産使用の期間更新協議書を県に提出した。 ・県は、那覇防衛施設局からの公共用財産使用の期間更新協議に同意した。 ・那覇防衛施設局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価における調査の手法の修正・追加について、県に報告した。 ・那覇防衛施設局長は、米軍再編の中間報告の説明を県に対して行った。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）で、「キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに隣接する大浦湾の水域を結ぶI字型に設置する」との新たな移設案が合意された。（いわゆる「中間報告」） ・防衛施設庁長官は、米軍再編の中間報告の内容について、県に説明を行った。 ・稲嶺知事は、日米安全保障協議委員会（「2+2」）で合意された沿岸案について、容認できないとするコメントを発表した。 ・那覇防衛施設局は、ボーリング調査関連の業務等について、気象調査を除き一時停止すると発表した。 ・政府は、米軍再編の今後の政府基本方針を閣議決定した。 ・名護市議会は臨時議会を開き、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸案に反対する意見書、決議案を賛成多数で可決した。 ・沖縄県議会は、名護市辺野古のキャンプ・シュワブ沿岸案の受け入れは難しいとの意見書、決議案を賛成多数で可決した。
H 18. 1. 22 3. 4 3. 5 3. 16 3. 27 4. 7 5. 1 5. 4 5. 11 5. 30 8. 29 11. 19 12. 25	<ul style="list-style-type: none"> ・名護市長選挙で岸本市長の後継者である元名護市議会議長の島袋吉和氏が初当選した。（2. 8 就任） ・防衛施設庁長官が、県に米軍再編の協議状況を説明した。（主に普天間飛行場移設について） ・「普天間基地の頭越し・沿岸案に反対する沖縄県民総決起大会」（主催者発表で3万5千人が参加）が宜野湾市で開催された。 ・那覇防衛施設局は、ボーリング調査関連の業務等について、気象調査を除き契約を解除すると発表した。 ・前名護市長の岸本建男氏が逝去した。 ・防衛庁長官と名護市長、宜野座村長は、飛行ルートが住宅地上空にかからないようにするため、滑走路を2本建設することで基本合意書を取り交わした。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）で米軍再編の最終合意がなされた。 ・防衛施設庁長官が県に、米軍再編の日米合意の内容を説明した。県は、米軍再編の日米合意は全体として高く評価するが、普天間飛行場移設に係る新たな合意案は容認できないこと、及びキャンプ・シュワブ内に暫定ヘリポートを建設することを提案するとして知事コメントを発表した。 ・稲嶺知事は、防衛庁長官との間で「在沖米軍再編に係る基本合意書」を取り交わした。 ・政府は、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」を閣議決定した。同日、県は、十分な協議がなされないまま閣議決定がなされたことは極めて遺憾であるとの知事コメントを発表した。 ・政府が「普天間飛行場の危険性の除去」についても協議の内容とするの方針を示したことから、県は「普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会」に参加、第1回の協議会が開催された。 ・任期満了に伴う沖縄県知事選挙で、仲井眞弘多氏が初当選した。（12. 10 就任） ・第2回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。この中で仲井眞知事は、3年を目途とする普天間飛行場の危険性の除去、原稿のV字型案のままでは賛成できないことなどを主張した。
H 19. 1. 19 3. 27 4. 24 5. 1 5. 18 5. 23 8. 7 8. 10 8. 14 8. 15 9. 13	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。 ・那覇防衛施設局は、現況調査に伴う公共用財産使用協議書を県に提出した。 ・県は、公共用財産使用協議に同意した。 ・日米安全保障協議委員会（「2+2」）において、2006年5月に合意された米軍再編案を着実に実施する決意と、2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることが、沖縄での再編全体の成功のための鍵であることを再確認した。 ・那覇防衛施設局は名護市辺野古海域の現況調査の一環として、サンゴの産卵状況を調べる着床具や気象調査機器の設置を行った。その際、海上自衛隊掃海母艦「ぶんどろ」が動員された。これに対して仲井眞知事は、調査の実施に当たっては、安全かつ円滑に進めていただきたいとのコメントを発表した。 ・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法が成立した。仲井眞知事は「再編交付金の特別措置や在沖海兵隊のグアム移転が確実に実施され、基地負担の軽減が図られることを期待する、また、在日米軍再編の実施に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であることから、普天間飛行場の移設問題をはじめ、地元の意向に配慮して進めることが円滑な実施につながるものと考え」とのコメントを発表した。 ・那覇防衛施設局は「普天間飛行場代替施設建設事業」に伴う環境影響行課の方法書を県に提出したが、県は受け取りを保留した。仲井眞知事は「代替施設の建設位置等についての地元との調整が整わない中、方法書が提出されたことは遺憾である」とのコメントを発表した。 ・日米両政府は、普天間飛行場の新たなヘリコプター場周経路について大筋で合意、防衛施設庁は、県や宜野湾市に対し、発着するヘリコプターの飛行ルートを明らかにした。同日、知事は普天間飛行場の危険性の除去についてコメントを発表した。 ・県は、那覇防衛施設局による普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書の送付に対して、県の考え方を防衛大臣、防衛施設庁長官、那覇防衛施設局長に送付、誠意ある対応と方法書提出の再考を求めた。 ・那覇防衛施設局は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書について、公告・縦覧を開始した。（～9. 13） ・「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令」が閣議決定された。（施行日：8月29日付） ・普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書の公告・縦覧が終了した。

年月日	事項
9.27	・沖縄防衛局は、環境影響評価方法書の住民意見の受け付けを締め切った。(最終計 487 通)
10.22	・沖縄防衛局が県に環境影響評価方法書に対する住民等意見の概要書を提出した。翌 23 日に知事コメントを発表し、その中で 8 月 7 日に提出された方法書の受け取り保留を解除した。
10.25	・沖縄防衛局は、名護市キャンプ・シュワブ沿岸部に建設予定の普天間飛行場代替施に、現普天間飛行場にはない「戦闘航空機弾薬搭載エリア (CALA)」を設置することを表明した。翌 26 日の衆議院外務委員会で、金澤防衛政策局長もヘリコプターに弾薬を装着する場所を造る考えを示した。
10.30	・県は、普天間飛行場代替施設の環境影響評価方法書について、県環境影響評価審査会に諮問した。
10.31	・防衛省は再編交付金の対象となる「再編関連特定周辺市町村」に全国 31 自治体を指定し、同日付官報で告示した。名護市、宜野座村が指定から外れた。
11.7	・第 4 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。会議がこれまでの沖縄担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更された。
11.9	・普天間飛行場代替施設建設の環境影響評価方法書について審議する県環境影響評価審査会の初会合が宜野湾市で開かれた。
11.27	・普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書に対して、名護市長及び宜野座村長から意見の回答が県に提出された。
12.12	・第 5 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。
12.17	・普天間飛行場代替施設建設に係る環境影響評価方法書に対して、県環境影響評価審査会から県知事に答申が出された。(県条例に基づく飛行場建設事業に関するもの)
12.21	・知事は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価方法書のうち、県条例の対象となる飛行場建設部分について、36 項目 233 件の知事意見を沖縄防衛局に提出した。同日、知事コメントを発表した。
H 20. 2. 7	・第 6 回普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会が開催された。

(2) 代替施設協議会の経緯

ア 第 1 回協議会：(平成 12 年 8 月 25 日)

普天間飛行場代替施設の規模、工法、具体的建設場所、その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項について協議すること、また、協議にあたっては、安全環境面に十分留意することなどが了承された。

イ 第 2 回協議会：(平成 12 年 10 月 3 日)

県から、軍民共用飛行場としての民間機能の位置づけについて説明し、運輸省(現「国土交通省」)の知見も得ながら引き続き関係機関で検討を深めていくことが確認された。また、ジュゴンの生息状況の予備的調査について、防衛庁が、実施することが了承された。

ウ 第 3 回協議会：(平成 12 年 10 月 31 日)

「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」の地形・藻場やサンゴ等の分布状況について、防衛庁から説明があり、経年変化が予想されるサンゴと藻場について、沿岸を中心とした周辺地域の状況を含め、補足調査を実施することが了承された。

エ 第 4 回協議会：(平成 12 年 11 月 29 日)

航空機騒音をはじめとする生活環境等について防衛庁から説明があり、代替施設の具体的建設場所等の検討にあたっては、自然環境や生活環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限努力を行うとの基本方針に基づき検討を行うことが確認され、これに関連して、米軍ヘリコプターによる現地試験飛行を実施することが了承された。さらに、今後、協議される工法について、部外団体へ作業依頼することが了承された。

オ 第 5 回協議会：(平成 13 年 1 月 16 日)

代替施設の各工法の概要について防衛庁より説明があった。工法の詳細について、部外団体へ委託しており、その結果を関係機関の協力を得て整理の上、防衛庁が説明することが承認された。

カ 第 6 回協議会：(平成 13 年 3 月 6 日)

ジュゴンの予備的調査やサンゴ・藻場等の補足調査の結果報告のほか、代替施設の規模や具体的な検討にあたっての留意事項等について意見交換を行った。

キ 第 7 回協議会：(平成 13 年 6 月 8 日)

3 工法 8 案が防衛庁から提示された。検討資料に関する地元説明については、防衛庁が中心になって関係機関の協力の下、できるだけ対応していくこと、基本計画の策定とは別に全般的なジュゴン保護対策を検討していくため、環境省において関係省庁及び沖縄県の協力の下、その調査実施に向け検討を進めることが了承された。

ク 第 8 回協議会：(平成 13 年 12 月 27 日)

第 7 回で防衛庁より示された 3 工法 8 案について、県より、名護市等地域の意見も踏まえた県の考え方を報告し、名護市、宜野座村、東村からは地元における意見集約の状況等が報告された。これらを受け、本協議会の今後の取り組みとして、「代替施設基本計画主要事項に係る取扱い方針」が了承された。

ケ 第 9 回協議会：(平成 14 年 7 月 29 日)

代替施設の規模、工法、具体的建設場所及び環境対策を定めた基本計画案が決定された。

今後は、基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組む必要があり、また、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行う必要もあることから、県としては、国に対して新たな協議機関の設置を求めた。

(3) 代替施設建設協議会の経緯

ア 第1回協議会：(平成15年1月28日)

代替施設建設協議会設置要綱が了承され、普天間飛行場代替施設について地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的とする協議会が設置された。

また、代替施設の使用協定については、実務者連絡調整会議において、本協議会への報告を念頭に置いて、引き続き協議を進めることとされた。

さらに、防衛庁より、環境影響評価、護岸構造にかかる技術検討、現地技術調査など代替施設建設に係る当面の取組について報告が行われ、今後、防衛庁において、地元地方公共団体による地元説明等に協力しつつ、地域住民の生活環境及び自然環境に十分配慮しながら、これを進めることとされた。

イ 第2回協議会：(平成15年12月19日)

政府側から、代替施設の建設事業内容の検討及び現地技術調査について、引き続き、環境面も考慮し、地元地方公共団体の理解も得つつ取り組んでいくことや、護岸構造の技術検討について、現地技術調査の結果を得ながら進めていく旨の説明がなされた。

また、環境影響評価については、環境影響評価法に基づき、方法書の作成を行っており、今後所要の手続を経た上で、環境現況調査を実施する予定である旨の報告がなされた。

(4) 実務者連絡調整会議の経緯

ア 第1回

(ア) 月 日：平成12年11月21日(火)

(イ) 場 所：那覇防衛施設局(沖縄)

(ウ) 議 題：実務者連絡調整会議設置要綱について
今後の取り組みについて

イ 第2回

(ア) 月 日：平成13年2月1日(木)

(イ) 場 所：防衛施設庁(東京)

(ウ) 議 題：実務者連絡調整会議設置要綱の改正について
代替施設の使用に関する協定について
名護市内の既存の米軍施設・区域に関する事項について

ウ 第3回

(ア) 月 日：平成13年3月6日(火)

(イ) 場 所：防衛施設庁(東京)

(ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

エ 第4回

(ア) 月 日：平成13年3月30日(金)

(イ) 場 所：那覇防衛施設局(沖縄)

(ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
爆発物処理場の移設先地調査の検討結果報告
地元説明資料について

オ 第5回

(ア) 月 日：平成13年5月29日(火)

(イ) 場 所：那覇防衛施設局(沖縄)

(ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について

カ 第6回

(ア) 月 日：平成13年12月26日(水)

(イ) 場 所：防衛施設庁(東京)

(ウ) 議 題：名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について
辺野古弾薬庫の危険区域の問題について
キャンプ・シュワブの兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設について
大浦湾上空におけるヘリコプター飛行訓練に係る騒音及びキャンプ・シュワブから他の施設への移動に係るヘリコプター騒音の実態調査について

キ 第7回

(ア) 月 日：平成14年7月29日(月)

(イ) 場 所：グランドヒルホテル市ヶ谷(東京)

(ウ) 議 題：普天間飛行場代替施設に関する使用協定に係る事項について
代替施設の使用協定に係る基本合意書(案)について

(5) 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会の経緯

ア 第1回協議会：(平成18年8月29日、内閣総理大臣官邸)

協議会の目的、協議内容、構成員、会議の主宰者などが確認された。協議会の中で、名護市長から協議内容として「使用協定について」を明記するよう要望が出され、了承された。(「安全対策・環境対策(使用協定も含む。)」と表記されることになった。)

※ 県は、政府案のみを前提とした協議会には参加することはできないとの立場であった。第1回協議会について、政府案のみの協議ではなく、普天間飛行場の危険性の除去についても協議内容に含まれることや、北部振興策についても小池元沖縄担当大臣から、「着実に実行する方向で対応する」旨の説明があり、県として参加できる環境が整備されたことから、協議会に参加した。

イ 第2回協議会：(平成18年12月25日、内閣総理大臣官邸)

防衛庁長官から、代替施設の形状が決められた経緯等について説明がなされた。

県からは、これまでの米軍再編協議の日米合意に対し、多くの県民が「頭越し」との強い不満を抱いていること、普天間飛行場の3年を目途とする閉鎖状態の実現を図ること、現行のV字型案のままでは賛成できないこと等を主張した。

県の「頭越し」との発言に対し、防衛庁長官から、政府として様々な説明努力をしたが、県からそのように受け止められなかったことは残念であり、今後は県や地元で丁寧に説明しながら移設問題の早期解決に努力する旨の発言があった。

ウ 第3回協議会：(平成19年1月19日、内閣総理大臣官邸)

防衛庁長官から、代替施設の形状が決められたこれまでの経緯等について説明がなされた。また、防衛事務次官より2014年までの代替施設の完成、環境影響評価手続に2乃至3年、埋立工事及び飛行場建設工事におおむね5年を見積もっていること等、代替施設の概略工程についての説明がなされた。

県から、普天間飛行場の移設を進める間においても、同飛行場の危険性の除去を一日も早く実現するため、3年を目途とする閉鎖状態にすることを求めた。

また、現行のV字型案には賛成できないが、今後とも政府と協議を重ね、信頼関係を深めることが普天間飛行場移設問題の早期解決のために重要である旨を主張した。

エ 第4回協議会：(平成19年11月7日、内閣総理大臣官邸2階小ホール)

協議会がこれまでの沖縄担当大臣及び防衛大臣による共催から、内閣官房長官主宰に変更された。

防衛大臣から、2014年迄の代替施設完成実現のため、環境影響評価の手続きを進める必要があることや、普天間飛行場における場周経路等の見直しについての説明がなされた。

県から、政府案について、自主的に防衛省の方で沖合に出し、次にアセス手続きの中で更に沖合に寄せるという知事意見に誠実に実行するよう求めた。

また、普天間飛行場の3年目途の危険性除去の実現に向けて、場周経路等の見直し等の安全対策だけでなく、更なる抜本的対策を講ずるよう、政府の最大限の努力を求めた。

オ 第5回協議会：(平成19年12月12日、内閣総理大臣官邸2階小ホール)

県から、代替施設建設に係る方法書を環境影響評価審査会に諮問したが、事業者側からの説明が不十分のため、審査が困難である状況を説明した。また、方法書に記載されていない事項が報道されていることについて、問題が多いと指摘した。

防衛大臣から、代替施設建設計画について説明がなされた。環境影響評価手続きを2009年7月迄に終了させ、埋立申請手続き後、2010年から埋立工事に入り、埋立工事と飛行場建設工事に概ね5年見積もるとの説明がなされた。

県から、可能な限りの沖合への移動、普天間飛行場の3年目途の危険性除去、騒音の軽減等について、政府がその実現に向けて早期かつ確実に取り組むことを要望した。

沖縄担当大臣から、執行が止められていた北部振興事業の平成19年度分を執行開始する考えである旨の発言があった。

カ 第6回協議会：(平成20年2月7日、内閣総理大臣官邸2階小ホール)

環境影響評価について、防衛大臣から、知事意見を真摯に受け止め、事業内容や調査手法等を取りまとめ、2月5日に県に報告し、引き続き知事意見を踏まえた対応をしたい旨の発言があった。

県から、環境影響評価方法書の内容等は不十分であったが、防衛省が速やかに対応したことは評価するとし、アセスの許認可は知事意見を踏まえ、法令に基づき、適切に判断すると発言した。

防衛大臣から、沖合移動について、今後、客観的なデータを収集・評価の上、地元にも丁寧に説明し、それに対する地元の意見を真摯に受け止め、協議していきたい旨の発言があった。

官房長官から、アセス手続きを進めていく中で、沖合ということも念頭に置き、建設計画の問題等についても協議し、できるだけ早い時期に決着させる最大限の努力をする必要がある旨の発言があった。

(6) 普天間飛行場の移設に係る政府方針

普天間飛行場の移設に係る政府方針

平成11年12月28日
閣議決定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

I 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という）については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域（以下「地域」という）の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

①環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

②必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、①飛行ルート、②飛行時間の設定、③騒音対策、④航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、⑤その他環境問題、⑥代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO 最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

①キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

②辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

③キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

II 地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成 11 年 12 月 17 日の第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 1 の方針により、確実な実施を図ることとする。（別紙 1 省略）

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 2 の方針により、確実な実施を図ることとする。（別紙 2 省略）

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第 14 回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙 3 の方針により、確実な実施を図ることとする。（別紙 3 省略）

(7) 普天間飛行場代替施設の基本計画について

(平成 14 年 7 月 30 日、県知事あて沖縄及び北方対策担当大臣通知)

府政沖第 359 号
平成 14 年 7 月 30 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄及び北方対策担当大臣
尾 身 幸 次

普天間飛行場代替施設の基本計画の決定について (通知)

標記について、別添のとおり決定したので通知する。

以 上

添付書類：普天間飛行場代替施設の基本計画について

普天間飛行場代替施設の基本計画について

平成 14 年 7 月 29 日

「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設の基本計画を次のとおり定める。

1 規模

(1) 滑走路

- ア 普天間飛行場代替施設 (以下「代替施設」という。)の滑走路の数は、1 本とする。
- イ 滑走路の方向は、おおむね真方位 N 55° E とする。
- ウ 滑走路の長さは、2, 000メートルとする。

(2) 面積及び形状

- ア 代替施設本体の面積は、最大約 184ヘクタールとする。
- イ 代替施設本体の形状は、おおむね長方形とする。長さ約 2, 500メートル、幅約 730メートルとする。

2 工法

代替施設の建設は、埋立工法で行うものとする。

3 具体的建設場所

代替施設の具体的建設場所は、辺野古集落の中心 (辺野古交番) から滑走路中心線までの最短距離が約 2.2キロメートル、平島から代替施設本体までの最短距離が約 0.6キロメートルの位置とする。(別図参照)
なお、同位置については、海底地形調査に基づく設計上の考慮や環境影響評価等を踏まえ、最終的に確定する。

4 環境対策

代替施設の建設に当たっては、環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

(8) 代替施設の使用協定に係る基本合意書 (平成 14 年 7 月 29 日合意)

代替施設の使用協定に係る基本合意書

沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、沖縄県知事及び名護市長は、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定) (以下「政府方針」という。)に基づき、SACO 最終報告における普天間飛行場の移設に伴う機能に関して、日本政府から米国政府に対する普天間飛行場代替施設 (以下「代替施設」という。)の供用に際して締結される代替施設の使用に関する協定 (以下「使用協定」という。)は、代替施設がキャンプ・シュワブ水域内とはいえ新たに建設されることから、安全性、騒音及び環境への影響等住民生活への影響を最小限に抑えることを目的として締結するものであり、基本的事項として下記の代替施設の使用に係る措置が含まれることを合意する。

なお、この合意にあたっての基本前提として、政府は、軍民共用飛行場として整備する代替施設の米軍に供用する施設・区域としての機能については、SACO 最終報告の内容に何ら変更がないことを確認する。

また、政府は、使用協定の内容について、日米合同委員会等で合意を得るとともに、政府方針に従い、適切な協議機関を設置し、使用協定についての定期的なフォローアップを行うこととする。

使用協定については、環境影響評価など代替施設の整備の進展を踏まえつつ、本合意書を基に協議を進め、工事着工までに代替施設の使用に係る措置の内容を明確にし、供用開始までに締結する。

使用協定の協議にあたっては、本合意書の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行しなければならない。

記

1 安全対策及び騒音対策

- (1) 場周・飛行経路の設定
- (2) 代替施設近傍の高度の規制
- (3) 飛行時間の規制
- (4) 日曜等における飛行規制
- (5) 場周経路内の航空機数の規制
- (6) 曲技飛行の規制

- (7) エンジンテスト時間の規制
- (8) 消音装置の設置及び使用
- (9) 航空管制塔員の監視
- (10) 騒音防止措置に係る教育

2 環境対策

- (1) 環境保護に係る対策（植栽等を含む。）
- (2) 環境保護に係る基準
- (3) 騒音測定器の設置
- (4) モニタリングの実施

3 代替施設への立入

4 騒音防止等のための適切な司令部の責任

平成 14 年 7 月 29 日

沖縄及び北方対策担当大臣	尾身 幸次
防衛庁長官	中谷 元
外務大臣	川口 順子
沖縄県知事	稲嶺 恵一
名護市長	岸本 建男

(9) 代替施設協議会設置要綱

代替施設協議会設置要綱

平成 12 年 8 月 25 日
改正 平成 13 年 1 月 16 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)に基づき、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)の基本計画の策定に当たって、政府、沖縄県及び地元地方公共団体の間で協議するため、代替施設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会では、次の事項について協議する。

- (1) 代替施設の規模、工法及び具体的建設場所
- (2) その他代替施設の基本計画の策定に必要な事項

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

- 5 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官(事務)が主宰し、内閣府審議官(沖縄担当)がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。(別紙省略)

(事務局)

- 6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。

- 7 その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(10) 代替施設建設協議会設置要綱

代替施設建設協議会設置要綱

平成 15 年 1 月 28 日

(目的)

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成 11 年 12 月 28 日閣議決定)及び「普天間飛行場代替施設の基本計画」(平成 14 年 7 月 29 日決定)を踏まえ、普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という。)について、地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行いつつその円滑な建設を推進することを目的として、代替施設建設協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議内容)

- 2 協議会は、環境影響評価、設計、施工等代替施設の建設に係る事業及び「代替施設の使用協定に係る基本合意書」(平成 14 年 7 月 29 日署名)に基づく取組の進捗状況について報告を受けるとともに、これに関連して所要の協議を行う。

(構成員等)

- 3 協議会の構成員は、沖縄及び北方対策担当大臣、防衛庁長官、外務大臣、国土交通大臣、沖縄県知事、名護市長、東村長及び宜野座村長とする。

ただし、協議会において環境に係る課題を協議する際には、環境大臣の出席を求めるものとする。

(会議の主宰)

- 4 協議会は、沖縄及び北方対策担当大臣が主宰する。

(連絡会議)

5. 協議会に連絡会議を置く。連絡会議は、内閣官房副長官（事務）が主宰し、内閣府審議官（沖縄担当）がこれを補佐する。連絡会議の構成員は、別紙のとおりとする。（別紙省略）
（事務局）
6. 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び地元地方公共団体の事務当局の協力を得て、内閣官房との連携の下に内閣府において処理する。
7. その他、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(11) 実務者連絡調整会議設置要綱

実務者連絡調整会議設置要綱

（目的）

- 1 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成 11 年 12 月 28 日閣議決定）に盛り込まれている代替施設の使用に関する協定及び名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項について協議するとともに、関係者の連絡を密にするため、実務者連絡調整会議（以下「連絡調整会議」という。）を設置する。

（協議内容）

- 2 連絡調整会議では、上記閣議決定にある次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の使用に関する協定に係る事項
 - (2) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項
 （構成員等）
- 3 連絡調整会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、必要に応じ、構成員以外の職員が出席することができる。
（議長）
- 4 連絡調整会議の議長は、那覇防衛施設局施設部長とする。
（事務局）
- 5 連絡調整会議の事務は、関係省庁及び沖縄県の協力を得て、那覇防衛施設局及び名護市に事務局を置き、相互に連携して処理に当たる。
（その他）
- 6 連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、連絡調整会議が定める。
（施行日）
- 7 この要綱は平成 12 年 11 月 21 日から施行する。

別 紙

実務者連絡調整会議構成員

（関係省庁）

防衛施設庁那覇防衛施設局施設部長
防衛施設庁施設部施設企画課沖縄対策室長
防衛施設庁普天間飛行場全面返還等問題対策本部事務局整備計画室長
外務省沖縄事務所副所長
外務省北米局日米安全保障条約課日米地位協定室長
内閣府政策統括官（沖縄担当）付参事官（沖縄総合調整）

（自治体）

名護市企画部長
沖縄県総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室長

（平成 13 年 2 月 1 日現在）

(12) 普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会設置要綱

平成 18 年 8 月 29 日
平成 19 年 1 月 9 日改正
平成 19 年 11 月 7 日改正

（目的）

- 1 「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」（平成 18 年 5 月 30 日閣議決定）に基づき、普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という。）の具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興について、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の間で協議するため、普天間飛行場の移設に係る措置に関する協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議内容）

- 2 協議会では、次の事項について協議する。
 - (1) 代替施設の建設計画
 - (2) 安全・環境対策（使用協定を含む。）
 - (3) 普天間飛行場の危険性の除去
 - (4) 地域振興
 - (5) その他必要な事項

(構成員等)

3 協議会の構成員は、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）、防衛大臣、総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄県知事、名護市長、宜野座村長、金武町長及び国頭村長とする。

(注) 1 議題に応じて、内閣官房長官は、上記大臣の中から関係大臣の出席を求めるものとする。

2 また、議題に応じて、構成員以外の沖縄県北部地域の地方公共団体の長から出席を求めることができる。

(会議の主宰)

4 協議会は、内閣官房長官が主宰する。

(幹事会)

5 協議会に幹事会を置くことができる。

(事務局)

6 協議会の事務は、関係省庁、沖縄県及び関係地方公共団体の協力を得て、内閣府及び防衛省との連携の下に内閣官房において処理する。

(13) 普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、沖縄県内協議機関設置規程（昭和61年沖縄県訓令第7号）第2条の規定に基づき、普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策会議（以下「対策会議」という）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 対策会議は、普天間飛行場及び那覇港湾施設の返還問題に関する協議、調整等を行う。

(組 織)

第3条 対策会議は議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、総務部知事公室を担当する副知事をもって充て、副議長は他の副知事をもって充てる。

3 委員は、別表1のとおりとする。

(議長及び副議長)

第4条 議長は、対策会議の事務を総括する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 対策会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議長が主宰する。

2 議長が必要と認める場合は、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、対策会議を補佐し、対策会議に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で構成する。

4 幹事長は、知事公室次長をもって充てる。

5 幹事は、別表2のとおりとする。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

(庶 務)

第7条 対策会議の庶務は、総務部知事公室普天間飛行場・那覇港湾施設返還問題対策室において処理する。

(補 則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

別 表 1

委 員
政策調整監
技 監
総 務 部 長
知事公室長
企画開発部長
文化環境部長
農林水産部長
商工労働部長
土木建築部長

別 表 2

幹 事
総務部次長
知事公室次長
企画開発部次長
文化環境部次長
農林水産部次長
商工労働部次長
土木建築部次長